

付加価値税 | 輸出加工企業

2024年2月

■ 文書

ハノイ市税務局は、2024年1月16日付で、輸出加工企業の付加価値税申告に関するオフィシャルレター3008/CTHN-TTHTを発行しました。

■ ポイント

- 輸出加工企業は輸出のための製造活動に対する付加価値税の納税者に該当しないため、当該活動に対し、税務当局に対する付加価値税を申告する必要はない。
- 輸出加工企業は輸出のために国内で購入する取引（または国内で販売するために商品を輸入する取引 - 総称して輸出入権と呼ばれる）を個別に計上し、税務当局に税務登録を行い、付加価値税を申告する必要がある。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。